

都道府県団体長
理 事・監 事
各ブロック養蜂青年部代表

殿

一般社団法人日本養蜂協会
会 長 森 山 裕
【 印 鑑 省 略 】

令和 7 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

標記の件について、別添（令和 7 年 6 月 19 日付、7 消安第 1800 号、7 畜産第 820 号）のとおり農林水産省消費・安全局農産安全管理課長及び畜産局畜産振興課長より、本年も当協会あてに協力依頼の通知がありましたのでお知らせいたします。

別添⑨につきましては、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長及び畜産局畜産振興課長から各地方農政局等担当部長に通知されている「令和 7 年度蜜蜂被害軽減対策の推進について」の文書等（一部抜粋）になります。

会員の皆様におかれましては、蜜蜂が農薬の被害にあったと思われる場合は、昨年までと同様、下記へご連絡をお願いします。別添「令和 7 年度蜜蜂被害事例調査要領」の別紙「本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」の 2 にあるように、死虫が見られない場合でも、蜜蜂の減少が見られる場合は連絡できます。

また、併せて「蜜蜂被害報告書」により日本養蜂協会への報告をお願いします。

なお、農林水産省ホームページの「農薬による蜜蜂への影響について」に、過去の蜜蜂被害件数及び対策の検証結果が掲載されております。

◎農林水産省ホームページ「農薬による蜜蜂への影響について」

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee.html

貴団体会員へ周知いただくとともに、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

都道府県の畜産部局及び農薬指導部局（その所属又は関係する部署・出先機関）に連絡して下さい。その後の対応は、畜産部局等の行政機関の指示に従って下さい（死虫の分析の判断等は、畜産担当部局が行います）。被害が発生しても、何も連絡なかった場合、「被害なし」と分類されますので、必ず連絡をお願いします。

※1 被害調査の主な流れは、別添 令和 7 年度蜜蜂被害事例調査実施要領にある『蜜蜂被害調査フロー』を参照。

※2 上記報告により令和 6 年度に農林水産省が把握している農薬による蜜蜂被害数は、15 件となっています。